第二十三条の二第四項中「に規定する者」を「又は第四号の規定に該当する者」に改める。

第二十三条の二の二第十二項第一号ロ中「第十条第二項」を「第九条第二項又は第三項」に改める。

第二十三条の二の次に次の一条を加える。

（店頭売買有価証券に該当する株式等に類するものの範囲）

第二十三条の二の三　施行令第四十条の二の三第二項第二号に規定する財務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所が同法第百二十一条の規定による内閣総理大臣への届出をするため当該届出を行うことを明らかにした株式（施行令第四十条の二の三第二項第一号に掲げる株式等（同項に規定する株式等をいう。）に該当するものを除く。）及び同法第六十七条第一項の認可金融商品取引業協会が同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録することを明らかにした株式とする。

第二十三条の五の二第四項中「第七十条の二第八項」を「第七十条の二第十四項」に改め、同項各号を次のように改める。

一　耐震基準（法第七十条の二第二項第三号に規定する耐震基準をいう。以下この条において同じ。）に適合するものであることにつき施行令第四十条の四の二第三項の証明を受けようとする家屋　次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該家屋の登記事項証明書（当該家屋が施行令第四十条の四の二第一項各号のいずれかに該当することが当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでないときは、当該登記事項証明書及び同項各号のいずれかに該当することを明らかにする書類）及び当該家屋が耐震基準に適合する旨を証する書類で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるもの

ロ　災害（法第七十条の二第八項第一号に規定する災害をいう。次項第二号、第六項及び第十項において同じ。）に基因するやむを得ない事情により同条第二項第五号に規定する住宅取得等資金（以下この条において「住宅取得等資金」という。）を贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに当該家屋の取得ができなかつた場合　当該家屋の取得をしたときは遅滞なくイに定める書類を住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

二　経過年数基準（法第七十条の二第二項第三号に規定する経過年数基準をいう。）に適合するものであることにつき施行令第四十条の四の二第三項の証明を受けようとする家屋　次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該家屋の前号イに規定する登記事項証明書

ロ　前号ロに掲げる場合　当該家屋の取得をしたときは遅滞なくイに定める書類を住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

第二十三条の五の二第五項第一号中「法第七十条の二第二項第五号に規定する」、「（次号、次項及び第十項において「住宅取得等資金」という。）」及び「（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。次号、次項及び第十項において同じ。）」を削り、「同条第二項第四号」を「法第七十条の二第二項第四号」に改め、同項第二号中「おいて」を「おいて」に、「場合」を「場合又は災害に基因するやむを得ない事情により同日までに増改築対象家屋の増改築等ができなかつた場合」に改め、同条第六項中「住宅用の家屋の区分」を「場合の区分」に改め、同項第一号中「住宅用の家屋以外の住宅用の家屋」を「場合以外の場合」に改め、同項第二号中「おいて」を「おいて」に、「における当該住宅用の家屋」を「又は災害に基因するやむを得ない事情により同日までに住宅用の家屋の新築若しくは取得ができなかつた場合」に、「とき」を「とき又は当該住宅用の家屋の新築若しくは取得をしたとき」に改め、同項第三号中「した住宅用の家屋」を「した場合」に改め、同号ロ中「おいて、」を「おいて」に、「場合」を「場合又は災害に基因するやむを得ない事情により同日までに住宅用の家屋の増改築等ができなかつた場合」に改め、同条第九項中「第四項第一号」を「第四項第一号イ」に改め、同条第十項中「同条第八項」を「同条第十四項」に、「書類と」を「書類（同条第十二項に規定する場合に該当する場合には、当該書類及び市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で同項の新築若しくは取得をした住宅用家屋、取得をした既存住宅用家屋又は増改築等をした住宅用の家屋が同項に規定する自然災害により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。第一号ニ、第二号ニ及び第三号ニにおいて同じ。）をしたことを明らかにするもの）と」に改め、同項第一号に次のように加える。

ニ　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに住宅用家屋の法第七十条の二第一項第一号に規定する新築又は取得をした場合において、当該住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより同日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたとき　次に掲げる書類

(1)　イに定める書類

(2)　市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該新築又は取得をした住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたことを明らかにするもの

ホ　災害に基因するやむを得ない事情により住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに住宅用家屋の法第七十条の二第一項第一号に規定する新築又は取得ができなかつた場合　次に掲げる書類

(1)　イ(4)を除く。)に定める書類

(2)　ハ(2)に掲げる書類

(3)　災害に基因するやむを得ない事情により住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅用家屋の新築又は取得ができなかつたことを明らかにする書類

(4)　当該住宅用家屋の新築又は取得をしたときは遅滞なくイ(4)に掲げる書類を適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類で、当該新築又は取得の予定時期及び特定受贈者の居住の用に供する予定時期の記載があるもの

第二十三条の五の二第十項第二号に次のように加える。

ニ　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに住宅用家屋の法第七十条の二第一項第一号に規定する新築又は取得をした場合において、当該既存住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより同日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたとき　次に掲げる書類

(1)　イに定める書類

(2)　市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該既存住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたことを明らかにするもの

ホ　災害に基因するやむを得ない事情により住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに住宅用家屋の法第七十条の二第一項第一号に規定する新築又は取得ができなかつた場合　次に掲げる書類

(1)　イ(2)を除く。)に定める書類

(2)　ハに掲げる場合には、ハ(1)(ii)及び(iii)に掲げる書類

(3)　市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該取得をした既存住宅用家屋が災害により滅失をしたことにより住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたことを明らかにするもの

ホ　災害に基因するやむを得ない事情により住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに既存住宅用家屋の法第七十条の二第一項第二号に規定する取得ができなかつた場合　次に掲げる書類

(1)　イ(2)を除く。)に定める書類

(2)　災害に基因するやむを得ない事情により住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに当該既存住宅用家屋の取得ができなかつたことを明らかにする書類

(3)　当該既存住宅用家屋の取得をしたときは遅滞なく次に掲げる書類を適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類で、当該取得の予定時期及び特定受贈者の居住の用に供する予定時期の記載があるもの

(i)　イ(2)に掲げる書類

(ii)　ハに掲げる場合には、ハ(1)(ii)及び(iii)に掲げる書類

第二十三条の五の二第十項第三号に次のように加える。

ニ　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに増改築対象家屋の増改築等をした場合において、当該増改築対象家屋が災害により滅失をしたことにより同日までに特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたとき　次に掲げる書類

(1)　イに定める書類